

奥武山野球場会議室等の養生業務委託仕様書

1 業務名

奥武山野球場会議室等の養生業務委託

2 目 的

本市では例年 2 月に「沖縄セルラースタジアム那覇」を中心とする奥武山公園周辺施設にて、読売巨人軍の春季キャンプが行われる。

本業務は読売巨人軍春季キャンプにおいてメイン球場となる「沖縄セルラースタジアム那覇」の会議室を、選手やスタッフなどが土足でも利用できるよう、会議室養生にかかる資材の調達や施工などの業務を委託し、キャンプ受入に必要な施設設備を整えることで、読売巨人軍春季キャンプの継続実施に繋げることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 25 日まで

4 業務内容

(1)養生資材の調達

① 1 塁側(第1～第3会議室)用資材【新規調達】

ア 複層ビニル床シート(東リ「NS シート」または同等品以上)

(規格:1,820mm 幅 × 150m、全厚 2.5mm 以上)

イ 養生用ポリシート(第 1～第 3 会議室内の床面すべてを敷き詰める分量)

ウ 養生用副資材(ガムテープ、補強用布テープ等)

② 3 塁側(第4～第6会議室)用資材【新規調達及び既存資材の活用】

ア 新規調達資材

(ア)養生用ポリシート(第 4～第 6 会議室内の床面すべてを敷き詰める分量)

(イ)養生用副資材(ガムテープ、パンチカーペットと同色の補強用布テープ等)

イ 既存(市保有)資材の活用

(ア)パンチカーペット(観光課保有の既存品)

(イ)養生用ベニヤ(観光課保有の既存品、1,820mm 幅)

(2)沖縄セルラースタジアム那覇会議室の養生及び撤去作業

次に掲げる①～②を考慮のうえ、第 1 会議室から第 6 会議室の養生及び春季キャンプ終了後の撤去作業を行う。

なお、第 2 及び第 3 会議室、第 5 及び第 6 会議室は連結させて、それぞれ一つの諸室として使用する。

①各諸室内での飲食

②第 2 会議室及び第 4 会議室の床面には、別事業により給排水設備(仮設シンク等)が設置されるため、図面で指定する排水溝位置(赤丸部分)を塞がないように穴あけ等の加工を行うこと。

また、施工(設置)及び撤去時において、既存の床材(パンチカーペット)、新規購入した床材(複層ビニル床シート)、および養生用ベニヤについては、市が指定する保管場所から作業場所まで移動させて使用し、撤去時には使用前と同様に整理・格納すること。

【資材保管場所】

- ・沖縄セルラースタジアム那覇内倉庫
- ・那覇市営奥武山トレーニング室横倉庫

(3)古い資材の廃棄処分

沖縄セルラースタジアム那覇内に保管されている古いパンチカーペットを産業廃棄物として適正に処理すること。

・数量:10m 巻/本の 15 本程度 ・重量:10kg(1 本あたり)×15 本=約 150 kg

※処分に当たっては、マニフェスト(産業廃棄物管理票)の写しを市へ提出すること。

5 作業工程

下記に掲げる作業工程及び別添図面を参照し、実際に現場を確認のうえ施工にあたること。

なお、施工にあたっては、施設等に損傷を与えないよう作業に細心の注意を払うこと。万一、既存の施設等に損傷を与えた場合は、受託業者の責任と費用負担において原状回復を行うこと。

① 第 1～第 3 会議室(新規 NS シート等敷設)

既存の床に養生ポリシートを敷いて下地養生を行い、その上に NS シート等を敷き詰める。シートの継ぎ目は布テープで補強・固定すること。

施工の際は養生テープを使用するなどして、既存施設を傷めないよう十分に配慮すること。また、第 2 会議室を施工する場合は、給水用の配管口(図面赤丸部分)を塞がないようにすること。

② 第 4～第 6 会議室(既存パンチカーペット等敷設)

指定の保管場所より、パンチカーペット及びベニヤ板を作業対象の会議室へ搬入すること。

既存床に養生ポリシート、ベニヤ板(既存)を敷き詰めて下地養生を行った後、その上に既存のパンチカーペットを敷設する。パンチカーペットは継ぎ目を 5cm 程度重ね合わせ、布テープ(パンチカーペットと同色)で補強・固定しながら敷き詰める。

※第 4 会議室においては、別事業による給排水設備設置後に、スロープを設置すること。(スロープは施設内にて保管。施工日程については、市及び関係事業者と調整のうえ決定する。)

③ 撤去作業

キャンプ終了後の撤去作業においては、資材を搬出した後、ベニヤ板などから生じた木くずやゴミ等が会議室内に残っていない確認し、掃除機掛け等の清掃を丁寧に行うこと。

新規購入した床材(複層ビニル床シート)、既存の床材(パンチカーペット)、養生用ベニヤ板については、所定の場所に整理して格納すること。

格納作業にあたっては、沖縄セルラースタジアム那覇の指定管理者と事前に十分相談しながら実施すること。

使用済みの養生用ポリシート及び養生用副資材(不要となったテープ類等)については、受託者において適切に廃棄処分すること。

【参考】各諸室の平米数について

- ・第 1、第 3、第 4、第 5、第 6 会議室 66.12 m²
- ・第 2 会議室 132.22 m²

6 基準物品等の入札条件

新規に調達する物品(複層ビニル床シート)は、下記の基準を満たす新品とする。ただし、同等品以上の入札も認める。なお、養生用ポリシート及び養生用副資材については、基準物品等の指定は設けない。

- ① メーカー・品名:東リ「NS シート」またはこれと同等以上の性能を有するもの。
- ② 規格:1,820mm 幅 × 150m、全厚 2.5mm 以上。
- ③ 性能:防水性、防滑性を有すること。
- ④ 色:事前に市と調整のうえ、決定する。

7 同等品での入札の場合

同等品により応札する場合は、事前に「同等品確認明細書」及びメーカーカタログや規格等がわかる書類等を提出し、那覇市観光課の承認をえること。

提出期限:令和 8 年 8 月 7 日(金)午後 2 時

8 業務実施における留意事項

(1)資料の提出及び説明等の協力

本件業務は沖縄振興特別推進市町村交付金を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認する為、本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて根拠となる資料の作成を求める場合がある。その際は求めに応じ、積極的に協力すること。

また、経費支出における見積書、契約書、納品書、請求書等の支出関連帳票は、発注者から

の照会対応として契約期間終了後 5 年間は整理保存すること。

(2)経費の対象

本件業務の実施に係る一切の経費(調査費、消耗品費、撤去費、通信運搬費等)は契約金額に含む。

(3)事前協議

作業を実施する場合は、事前に本市及び施設管理者と調整のうえ実施すること。

(4)瑕疵担保責任

本件業務の成果物に対する瑕疵の取り扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約満了後から1年とし、隠れた不具合、不良等を発見した場合は速やかに無償で是正しなければならない。対応期限については協議のうえ定める。

(5)業務適用範囲の確認

本仕様書に記載のない事項であっても、社会一般に実施される業務項目は、本件業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるとき、受託者は本市と協議することができる。

(6)業務完了報告

本件業務が完了したときは事業実績報告書を作成し、令和 9 年 3 月 25 日までに市へ提出すること。

(7)再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託(再委託)してはならない。ただし、業務の効率的な履行のために一部を再委託する必要がある場合は、事前に市の書面による承諾を得なければならない

9 業務成果の帰属等

(1)取得財産及び著作権の帰属

本件業務で取得した全ての財産は、那覇市へ帰属するものとする。

また、本件業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、那覇市へ帰属する。

(2)著作権の処理

第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、那覇市は責任を負わない。

(3)後年度負担

後年度以降に経費が発生する場合、那覇市は負担しない。

(4)双方協議

本件業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。